JR東海労ニュース

№2492 2020年4月17日 J R 東海労働組合



在宅勤務等が不可能な社員に危険手当支給を要求

新型コロナウイルスの感染は収束する気配がありません。そして、 感染経路が特定できない感染者が増大しています。

4月7日に出された政府からの「緊急事態宣言」を受け、不要不 急の外出を控えることが要請され、また「3密」の防止、可能な限 りの在宅勤務やテレワークへの勤務体制の変更が要請されています。 しかし、鉄道業においては在宅勤務が不可能な職種・社員が多く存 在します。これらの社員は、目に見えないウイルスの感染リスクに 怯え、緊張しながら業務を遂行しています。

JR東海労は、このような特殊事情の中で業務を遂行している社員に対して、申第33号で「危険手当」の支給を要求しました。

- コロナウイルス感染の危険にさらされながら業務を遂 行している社員に対する手当の要求
- 在宅勤務あるいはテレワークが不可能な業務に携わる社員に対して「危険手当」を支給すること。
- 2. 「危険手当」として1労働日につき、
 5,000円を支給すること。